

港長公示 大第5-4号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年9月27日

阪神港長



阪神港大阪区第6区舞洲北西側護岸前面海域における航泊の禁止について

阪神港大阪区第6区舞洲北西側護岸前面海域において、花火打揚げ「DisneyMusic & Fireworks」が行われることから、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、港長が許可した船舶及び官公庁船舶並びに本行事に従事する船舶を除く。なお、荒天等のため行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

令和5年10月21日（土） 17:30～20:00

2 区域（航泊禁止区域図参照）

ア点からオ点までを順次結んだ線及び護岸に囲まれた海域

基点 大阪北港北灯台 (34°4'0"-23.5N 135°24'0"9.4E)

ア点 基点から246度 1,463メートルの地点（護岸上）

イ点 ア点から303度 336メートルの地点

ウ点 イ点から 33度 476メートルの地点

エ点 ウ点から 66度 536メートルの地点

オ点 エ点から156度 525メートルの地点（護岸上）

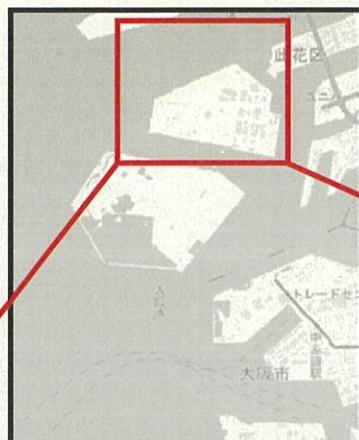
3 標識

航泊禁止区域を明示するため、航泊禁止区域図のとおり21基の浮環付標識灯（単閃黄光、2秒1閃光、光達距離5km）が設置されている。

4 その他

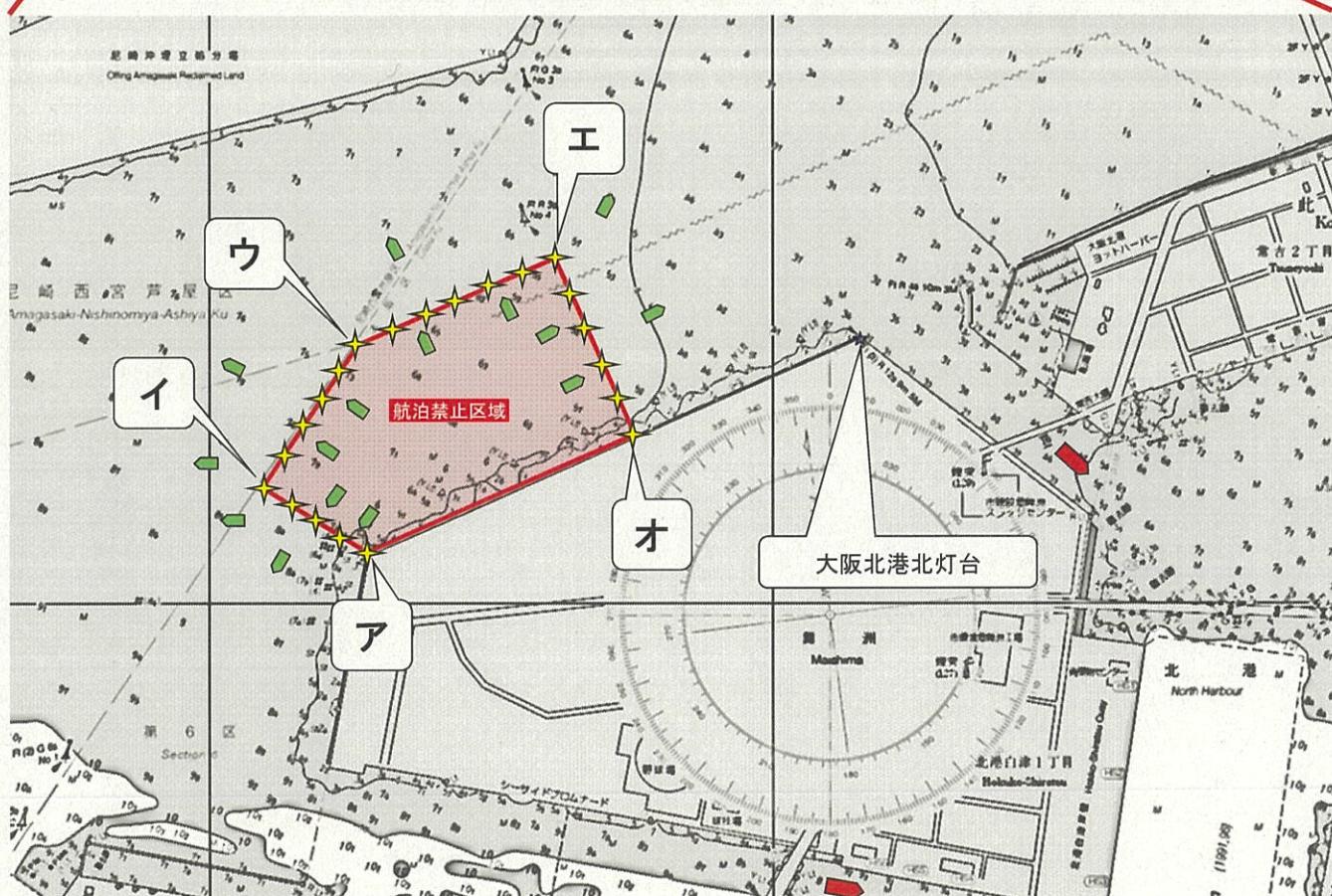
航泊禁止区域周辺海域に警戒船15隻及び広報船2隻が配備されている。

# 航泊禁止区域図



国土地理院(GSI)  
出典:海洋状況表示システム  
(<https://www.msil.go.jp>)

## 阪神港大阪区



本海図を航海の用に供さないこと。

凡例



浮環付標識灯

(单閃黄光 每2秒に1閃光 光達距離5km)



警戒船



広報船